

定期船に関する APEC ガイドライン
(仮訳)

前 文

APEC 加盟エコノミーは、

海運共通原則が以下の認識に基づく将来の海運政策を展開する枠組みを規定するものと認識し、

- ・国際活動としての海運の特別な性質から海運政策の調整及び調和の必要性が生じる。
- ・自由かつ公正な競争が国際貿易に不可欠な適切かつ経済的な海運サービスの条件を保証する最も効果的な手段である。
- ・荷主と船主の利益の公平なバランスを、消費者の長期的な利益を念頭に置きつつ維持する必要がある。

APEC 加盟エコノミーが取り組む海運共通原則の政策目標 2 が定期船に関するガイドラインの作成であることを認識し、

国際貿易が最高水準の効率で地理的に可能な限り広範囲に提供される定期船サービスに依存していることを認識し、

定期船社間における共同行為である非価格協定が定期船サービスにおいて、船社、荷主及び顧客と共有される効率性の利益を可能とするものであることを認識し、

1999年9月にニュージーランドのオークランドにおける首脳会合において承認された競争及び規制改革促進のためのAPEC原則が、規制改革により推進される競争からの適用除外及び例外措置が必要なものであり、経済的な対立を最小化する方法により実施されることを、これらの原則において考慮されるものであることを認識し、

定期船社間における共同行為である非価格協定は、規制改革により推進される競争と対立する要素があったとしても、非価格協定による効率性の利益がある場合は規制から除外されることを認識し、

本一般ガイドラインが APEC の行動方式と一致した非強制、かつ、各加盟エコノミーにより自発的に、部分的あるいは包括的に実施されるものであることを認識し、

本一般ガイドラインの採択は、APEC域内のエコノミーの多様な事情及びそれぞれの事情による優先度の相違を考慮するとともに網羅したものであることを認識し、

APEC加盟エコノミーは、このフレームワークの実施において、各国の多様な事情を考慮する柔軟さを有するものであることを認識し、

APEC 域内における海運政策の調和を促進するという目的を想起し、

APEC加盟エコノミーが考慮すべき推奨事例として以下の一般ガイドラインを採択した。

ガイドライン 1 :

外航船社間の非価格協定は、効率性向上に資する船社間協調の有望な形態としてAPEC加盟エコノミーの競争法規の下で引き続き容認することができる。

以下のようなAPEC加盟エコノミーは、非価格協定に対して一般競争法からの適法適用除外を認めることができる。

- ・ 一般競争法の規定が非価格協定の典型である効率性向上に資する活動を禁止している、または、
- ・ 一般競争法の規定では同活動が合法か違法か不明瞭である。

ガイドライン 2 :

APEC加盟エコノミーは、一般競争法適用除外となっている定期船非価格協定について、協定の効果的な監督に適切であると判断する情報を収集することができる。APEC加盟エコノミーは非価格協定の効果的な監督を促進するために情報共有が有益であることを認識し、二国間、あるいは各国の法律や利益と両立する適切な方法で、可能な範囲で協力することができる。

ガイドライン 3 :

APEC加盟エコノミーは、監督手続きの過程において、価格協定と非価格協定の区別を考慮することができる。

ガイドライン 4 :

関連市場を定義することが困難であることから、APEC加盟エコノミーは事前に設定した占有率に基づく市場占有審査を一般競争法適用除外の条件として非価格協定を制限しない。但し、特定の協定に関する監督の度合いを決定する際に市場占有審査を用いることができる。

ガイドライン 5 :

APEC加盟エコノミーは、外航船社が非価格協定の商業上の目的を達成できるよう協定の有効期間を外航船社間で協議することを引き続き認めることができる。